

## 職員の懲戒処分について

職員の不祥事案について、当該職員に対し、以下のとおり処分を行いました。

市民の皆様に深くお詫びし、不祥事の再発防止に向け、より一層職員の服務規律の確保に努めてまいります。

### 1 地方公務員法に基づく懲戒処分

事案	処分内容	被処分者	概要	処分根拠
(1)	戒告	建設局 公園緑地部 (26歳)	令和5年2月4日(土) 自家用自動車 で阪神高速道路(大阪府池田市)を 運転中、法定速度60km/hの ところ、113km/hで走行し、 速度違反自動監視装置により 53km/hの速度超過で検知 された。 なお、交通法規違反により、 行政処分として運転免許 停止90日間(短縮後45日 間)、刑事処分として略式 命令により罰金刑8万円が 科された。	地方公務員法第33条に 違反し、同法第29条第1 項第1号及び第3号に該 当
(2)	戒告	建設局 公園緑地部 (34歳)	令和5年3月21日(火) 自 家用自動車で和歌山県和歌 山市内の道路を運転中、法 定速度60km/hのところ、 112km/hで走行し、52 km/hの速度超過で警察官 に検挙されたもの。 なお、交通法規違反により、 行政処分として運転免許 停止90日間(短縮後45日 間)、刑事処分として略式 命令により罰金刑9万円が 科された。	地方公務員法第33条に 違反し、同法第29条第1 項第1号及び第3号に該 当

### 2 処分日

令和5年6月30日

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：総務局 人事部 人事課 電 話：072-228-7907 ファックス：072-228-8823
----------------------------	---